

令和4年4月1日

告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、猫によるふん尿等の被害の軽減を図ることを目的として猫よけ器（光や超音波の発生により、猫を遠ざける効果を有する器具であって、市が保有するものをいう。以下同じ。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 猫よけ器の貸出しを受けることができる者は、山梨市内に住所を有し、自ら居住する住宅敷地内に猫が侵入することによる被害を受けている者（以下「貸付対象者」という。）で、その被害を軽減しようとする目的をもったものとする。

(貸出期間)

第3条 猫よけ器の貸付期間は、貸出しの許可を受けた日から2週間とする。ただし、市長が特段の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出し台数及び使用場所)

第4条 猫よけ器の貸出しは、貸付対象者世帯当たり1回までとし、その使用場所は、貸出しの許可を受けた貸付対象者（以下「利用者」という。）の居住する住宅敷地内とする。

(貸出しの申請)

第5条 猫よけ器の貸出しを受けようとする貸付対象者は、猫よけ器貸付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの許可)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、猫よけ器の貸出しを行う。

(貸出し料)

第7条 猫よけ器の貸出しに係る費用は、無料とする。ただし、猫よけ器の使用に必要な電池等に係る費用に関しては、利用者の自己負担とする。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 猫よけ器を貸出しの許可に係る目的以外に使用しないこと。
- (2) 猫よけ器の貸出しを受ける権利を譲渡し、又は猫よけ器を転貸しないこと。
- (3) 設置にあたり周辺住民の迷惑とならないよう配慮すること。
- (4) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (5) 猫よけ器を使用した後は、清掃し返却すること。
- (6) 貸出期間を厳守すること。
- (7) その他市長が指示した事項

(損害賠償)

第9条 利用者の責めに帰すべき理由によって猫よけ器を滅失し、又はき損したときは、利用者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が別に定める。

3 猫よけ器の使用により、利用者が被害を被った場合又は第三者に損害を与えた場合は、利用者がその責任を負うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条に規定する猫よけ器貸付申請書を提出した者については、この限りでない。

猫よけ器貸付申請書

年 月 日

山梨市長 様

住 所
氏 名
電話番号

猫によるふん尿等の被害軽減を目的として、山梨市猫よけ器貸出実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり猫よけ器貸付申請書を提出します。なお、借用にあたり、下記の事項を遵守します。

記

【貸出条件】

- 1 貸出の許可に係る目的以外に猫よけ器を使用しないこと。
- 2 猫よけ器の貸出を受ける権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 設置にあたり周辺住民とトラブルにならないよう、十分に注意すること。
- 4 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- 5 猫よけ器を使用した後は、清掃し返却すること。
- 6 猫よけ器を滅失又はき損したときは利用者においてその損害を賠償すること。
- 7 貸出期間中に発生した一切の事故の責任を負うこと。

以上

【職員記入欄】

貸出開始日	年 月 日 ()
返却予定日	年 月 日 ()

備品名称	
------	--

返却日	年 月 日 ()	確認者
-----	-----------	-----